

# 学校生活管理指導表の作成費用を補助します

## 1 趣旨

豊明市立小中学校では、食物アレルギー疾患を有するお子さんの学校生活をより安全で安心なものとするため、学校生活において配慮・管理を必要とするお子さんについては、アレルギー疾患についての詳しい情報を把握する必要があることから「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下「管理指導表」という。）」の提出にご協力をいただいているところです。

保護者の方の医療費負担の軽減を図り、アレルギー対策の円滑な運営に資することを目的として、平成30年度より豊明市では、この管理指導表の作成に係る経費（文書料）について3,000円を上限として補助させていただいております。

## 2 交付対象者

「食物アレルギー対応申請書」及び「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を在籍する学校に提出する保護者の方が対象となります。

## 3 補助金の額

文書料のうち児童生徒1人当たり年間3,000円を上限とします。

## 4 申請手続き

次の書類を在籍する学校に提出してください。

- (1) 食物アレルギー学校生活管理指導表作成補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 医療機関から発行された管理指導表の作成に係る領収書（写し）

※(1)の申請書の裏面に貼付してください。

※領収書は、令和3年度用の管理指導表作成分を対象とします。

※様式については、豊明市ホームページからダウンロードしていただくほか、豊明市役所 学校教育課の窓口でもお渡しすることができます。

## 5 申請書受付期間

原則、1学期終業式までにご提出ください。

※ただし、年度途中での転入等もございますので、2学期以降でも随時ご相談ください。

## 6 交付の決定

提出書類に基づき、学校教育課で審査し、可否について「補助金交付（不交付）決定通知書」により、申請書受付日の翌月中旬頃に通知させていただく予定です。

## 7 補助金の交付

交付の決定が通知された方は、次の書類を豊明市役所 学校教育課に提出してください。

○食物アレルギー学校生活管理指導表作成補助金交付請求書（様式第3号）

※請求書の様式については、交付決定通知書に同封します。

※請求書を受領してから30日以内に指定する預金口座に補助金をお支払いします。

## 8 その他

提出書類に不備があった場合は、申請を受け付けることができませんので、ご確認のうえ提出してください。また、次の(1)～(3)のいずれかに該当することがわかったときは、補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付を受けた補助金については、返還していただきますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他補助金の交付を取り消す必要があると認めたとき

## 9 Q&A

Q1 管理指導表は毎年提出しなければいけないでしょうか？

A1 原則、毎年ご提出いただきます。

なお、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」では「症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求め、記載する医師には、症状・治療内容や学校生活上の配慮事項などの指示が変化する場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらおう（大きな病状の変化があった場合はこの限りではない）。」と解説されています。

Q2 食物アレルギーがある場合は、必ず管理指導表を提出しなければいけないでしょうか？

A2 乳幼児期に食物アレルギーがあったからといって、管理指導表を必ず提出しなくてもはいけないとは限りません。成長にしたがってすでに食べられるようになっていることがあります。栄養上の観点からも保護者の方の自己申告ではなく、専門の医療機関で検査をし、特別な配慮や管理が必要と判断された場合に提出が必要です。

なお、管理指導表は、医師に記載、署名、捺印してもらいますが、その際の「文書料」は健康保険の適用外のため、別途費用が発生しますので、事前に医療機関に尋ねるなどしてから受診することを推奨します。

【お問い合わせ先】 豊明市役所 学校教育課 TEL (0562) 92-8316